

## 1. なぜ民間委託するのですか？

▶民間事業者のノウハウを活用して放課後児童クラブが抱える様々な課題の解決に取り組み、こどもたちの放課後の遊びと生活を充実させていくためです。

放課後児童クラブでは、慢性的な人員不足と組織体制上の問題、これらを背景とした職員の専門性の確保や資質向上の困難性といった課題に加え、複数の放課後児童クラブで発生している待機児童の解消が大きな課題となっています。

## 2. 委託事業者は放課後児童クラブの運営実績があるのですか？

▶全国で多くの受託実績があります。

委託事業者のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は、令和7年4月1日時点で40都道府県、217自治体、2,465ヶ所で放課後児童クラブを運営しています。

また、山口県内では山口市、下松市、岩国市、山陽小野田市でも運営実績があります。

## 3. なぜ市内の一部だけを委託するのですか？

▶人員不足と待機児童の解消が大きなポイントです。

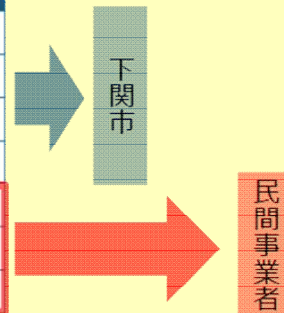
民間委託によって市の財政に与える影響は決して小さくありません。こうした中、人員不足と待機児童の解消が期待でき、かつ民間事業者の運営上のスケールメリットが発揮できる一定規模となるクラブについて、この度の民間委託の対象としました。

## 4. 具体的に何がどう変わりますか？

- ▶ 放課後児童クラブの運営業務の一部を民間事業者に委託します。  
ただし、民間委託後においても事業の実施主体者は市であることに変わりはありません。

### 放課後児童クラブ事業にかかる主な業務

入会の決定
保育料の決定・徴収
利用・手続きに関する問合せ先
施設・設備の管理
支援員・補助員の雇用・労務管理
入会児童の育成支援
保護者・学校との連絡調整



## 5. 民間委託後は、市はどう関わるのですか？

- ▶ 事業の実施主体者として民間事業者の管理監督を行います。

民間委託後も市が設置した放課後児童クラブであることに変わりはありません。民間事業者との定期的なミーティングや現場の巡回を行うとともに、運営内容に関する報告を求め、必要に応じて現地調査を行うなど、市としても引き続き児童の健全な育成に努めてまいります。

## 6. 保育上のトラブル等があった場合の対応は？

- ▶ 民間事業者による対応が基本となりますが、運営上の最終的な責任は市が負います。

民間事業者にて保育上のトラブル等に対応し、原因究明を行った上で、再発防止策等を講じてまいります。  
なお、施設設備を要因とするトラブルである場合は、管理責任者として市も関わり、誠意ある解決に努めます。

## 7. 委託事業者はどのように決まったのですか？

▶公募型プロポーザルにより、実績があり安定した運営を実施することができる事業者を選定しました。

放課後児童クラブの運営事業者は価格競争のみによる選定は適切ではないと判断し、企画力や実績、専門性等を総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」を採用しました。

プロポーザルの実施に当たっては、市職員のみならず小学校関係者や保護者代表からなる審査委員会を組織し、放課後児童クラブに対する考えや取組内容、実現能力等の観点から事業者を選定しました。

## 8. 開設日や開設時間は変わりますか？

▶開設日や開設時間等に変更はありません。

市が設置する放課後児童クラブは、公営であっても民営であっても同じ市の条例の定めにより運営されます。公設の放課後児童クラブ共通のルールとして、民間委託後も開設日や開設時間等に変更いたしません。

## 9. 保育料やおやつ代は値上げされますか？

▶民間委託に伴う保育料やおやつ代の値上げはありません。

開設日や開設時間と同じように、公設の放課後児童クラブの共通のルールとしての取扱いとなります。

なお、民営の放課後児童クラブでは今後、おやつ代の徴収方法に電子決裁サービスが導入される予定と伺っています。

## 10. 放課後児童クラブでの過ごし方はどうなりますか？

➤これまでの保育内容を踏襲しつつ、新たな要素も取り入れていきます。

これまで各クラブで行ってきた保育内容を尊重し、配慮する一方で、民間事業者のノウハウを活用した取組、例えばオンラインを活用した企画やプログラミングなど、児童の興味関心に繋がる活動の展開が期待されます。

## 11. 今の職員は替わりますか？

➤職員が希望する場合は引き続き勤務する予定です。

児童にとって職員が一斉に替わることは望ましくないため、現在勤務している職員が民間委託後も継続して勤務を希望する場合は、引き続き勤務する予定としています。

## 12. 職員の配置人数などに変更はありますか？

➤公営と同水準となるよう民間事業者に求めています。

下関市では放課後児童クラブの利用児童や特別に支援が必要な児童の人数に応じて職員を配置しており、同等の職員配置となるよう業務委託仕様書に定めています。

## 13. 民間委託によって待機児童は無くなるのですか？

### ▶人材確保による待機児童の解消を目指します。

民間事業者の有するノウハウを活用することによって安定的な人材の確保が期待されますが、待機児童の解消のためには施設（場所）の確保も必要となります。慢性的に待機児童が発生している地域においては、引き続き市が責任を持って受け皿の確保を進め、待機児童の解消に取り組んでまいります。

## 14. 民間事業者が事業から撤退等した場合はどうなるのですか？

### ▶児童の居場所が無くなることの無いよう最善を尽くします。

公募型プロポーザルにおいて長期的に安定した運営ができる民間事業者を選定しており、3年間の委託期間における業務を確実に履行していただきます。しかしながら、万一事業者が撤退あるいは倒産等した場合は、新たな事業者の選定又は再度公営に戻すこと等により、放課後児童クラブの運営を継続してまいります。

## 15. 委託期間の満了後はどうなりますか？

### ▶委託期間中の運営状況を評価し、今後の運営手法等を検討します。

民間委託とした放課後児童クラブの運営を積極的に公営に戻すことは考えていませんが、児童や保護者の皆様、職員からの評価を踏まえ、検討してまいります。

なお、引き続き民間事業者による運営となる場合は、再度公募型プロポーザルを実施し事業者を選定することが考えられます。